

令和 6 年度江東区地域自立支援協議会
専門部会からの報告

精神部会	1
地域生活支援部会	11
就労支援部会	17
児童部会	23
権利擁護部会	29

精 神 部 会

活 動 報 告 書

令和 7 年 3 月 1 2 日

地域自立支援協議会 精神部会

I 部会概要

- 部 会 長 平松 謙一（社会福祉法人おあしす福祉会理事長及びNPO法人
ピア江東理事長）
- 副部会長 高井 伸一（地域活動支援センター施設長）
- 部 会 員 精神障害者通所施設職員、地域活動支援センター職員、グループ
ホーム職員、ハローワーク木場職員、権利擁護センター職員、訪
問看護ステーション職員、精神科医療機関職員、都立精神保健福
祉センター職員
江東区（保護第一課、保護第二課、保健所、保健相談所、障害者
支援課）
- そ の 他 当事者（障害者本人・家族）

II 会議経過

[令和5年度]

【令和5年度の進め方】

- ① 精神部会全体会は、年3回開催
- ② 3つのワーキンググループは、必要時参集、活動を進める

【令和5年度の活動実績】

1. 全体会の開催

第1回

日時 令和5年7月13日（木）15:00～16:30

場所 東陽区民館 4階レクホール

- 内容
- （1）令和5年度第1回江東区地域自立支援協議会 報告
 - （2）令和5年度第1回障害者計画等推進協議会 報告
 - （3）令和5年度の精神部会の進め方検討

◎3 グループに分かれて取り組むべき課題を検討

- ・長期入院患者の地域移行を進めるためのグループ
- ・地域生活を支える仕組みを考えるグループ
- ・制度や施設紹介を進めるためのグループ

長期入院患者の病院調査を実施し病院訪問を再開し、退院に向けて
の動機づけ面接を実施していく

ピア交流会の継続開催

地域課題を把握するための事例検討会の開催

第2回

日時 令和5年10月12日（木）15:30～17:00

場所 江東文化センター6階第1・2・3会議室

内容 講義「参加しやすい事例検討会」

事例検討体験

講師 東京都地域移行コーディネーター

相談支援センターくらふと 坂田 晴弘氏

ファシリテーター 坂田 晴弘氏

事例提供者 地域活動支援センターウィル・オアシス 磯田氏

第3回

日時 令和6年2月8日（木） 15:00～16:30

場所 東陽区民館 4階レクホール

内容 （1）令和5年度第2回障害者計画等推進協議会 報告

（2）ワーキンググループ活動報告

・第1回ピア交流会の報告と第2回ピア交流会の案内

（3）令和6年度の精神部会の進め方の検討

・事例検討会の開催回数 2～3か月に1回

・ピア交流会の継続開催

2. ワーキンググループの活動

◎地域移行支援ワーキンググループ

日時 令和5年8月23日（水）15:00～17:00

場所 障害者支援課22番会議室

参加者 東京都地域移行コーディネーター・相談支援センターくらふと
坂田 晴弘氏

江東区地域生活支援センターステップ

地域活動支援センターウィル・オアシス

地域活動支援センターロータス

内容 地域移行利用者の事例検討実施

令和5年度地域移行支援対象者調査

千葉方面の精神病院を対象に調査を実施することとした

第2回ワーキンググループ

日時 令和6年3月13日（水）15時～17時（予定）

◎制度や施設紹介を進めるワーキンググループ

第1回ピア交流会

日時 令和5年10月4日（水） 15：30～17：30

場所 江東区地域生活支援センターステップ

内容 講演 ピアサポーター活用アドバイザー事業について
ピアサポーター活用アドバイザー東京23区担当
相談支援センターくらふと 河野 文美氏
リカバリーストーリー：統合失調症とギャンブル依存症を
患いながらもピア活動を実施するようになるまでの体験談
グループワーク 自己紹介と感想

第2回ピア交流会

日時 令和6年3月22日（金）15：30～17：30

場所 江東区地域生活支援センターステップ

内容 リカバリーストーリーの発表
グループワーク

[令和6年度]

部会の進め方

部会全体会は年4回開催し、事例検討を中心に進める、令和5年度に引き続き以下のワーキンググループ活動を実施することとした。

- ① 「長期入院患者の地域移行を進めるためのグループ」
- ② 「地域生活を支える仕組みを考えるグループ」
- ③ 「制度や施設紹介を進めていくことを考えるグループ」

第1回 令和6年6月13日（木）

- 議題 1. 令和6年度 第1回江東区地域自立支援協議会部会長会報告
2. 令和6年度の取り組みについて
3. 事例検討会

ファシリテーター 地域活動支援センターウィル・オアシス
磯田 氏

事例提供者 地域活動支援センターロータス
土門氏

第2回 令和6年9月12日（木）

- 議題 1. 令和6年度 第1回江東区地域自立支援協議会報告
2. 令和6年度 第1回基幹相談支援センターWG 報告
3. 事例検討会
ファシリテーター 地域活動支援センターロータス
高井 氏
事例提供者 地域生活支援センター ステップ
齋藤 氏

第3回 令和6年12月12日（木）

- 議題 1. 令和6年度 第2回基幹相談支援センターWG 報告
2. 提言（案）について
3. 事例検討会
ファシリテーター 地域生活支援センターステップ
齋藤 氏
事例提供者 地域活動支援センターウィル・オアシス
相原 氏

第4回 令和7年2月13日（木）

- (1) 提言（案）について
(2) 各ワーキンググループの活動について報告
① 長期入院患者の地域移行を進めるためのグループ
報告者：地域活動支援センターロータス 高井氏
② 地域生活を支える仕組みを考えるグループ
報告者：地域活動支援センターウィル・オアシス 磯田氏
③ 制度や施設紹介を進めていくことを考えるグループ
報告者：地域生活支援センターステップ 齋藤 氏
(3) 令和7年度の進め方について

ワーキンググループの活動

1. 「長期入院患者の地域移行を進めるためのグループ」

(1) 地域移行連絡会

日 時：令和6年10月9日（木）

会 場：地域活動支援センターステップ

参加者：地域活動支援センター・地域生活支援センターの地域移行支援員

内 容：地域移行支援の取り組み内容の情報交換

2. 「制度や施設紹介を進めていくことを考えるグループ」

(1) ピア交流会（秋）

日 時：令和6年9月27日（金）

会 場：地域生活支援センター ステップ

参加者：障害者ピア活動に興味のある方等

内 容：1. リカバリーストーリー（うつ病を発症し退職後、地域のボランティア活動に挑戦をしている方）

2. グループワーク

(2) ピア交流会（冬）

日 時：令和7年1月24日（金）

会 場：地域生活支援センター ステップ

参加者：障害者ピア活動に興味のある方等

中野区地域生活支援センターせせらぎ PSW 林友里氏

内 容：1. ピアグループ青空について

2. ピアグループ青空ピア café 方式を用いたグループワーク

Ⅲ 精神部会からの提言 課題解決に向けて

課題：精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築する

検討：3つのグループで各々の課題について検討し活動した

(1) 入院中の精神障害者の地域移行とネットワークづくりについて

① 課題

厚生労働省「精神保健福祉資料（630 調査）」によると、区内の1年以上の長期入院患者は、令和5年6月30 現在 234 名に及ぶ。

地域生活に関する体制づくりを行い、長期入院患者の地域移行、地域定着を図る必要がある。

② 検討

ワーキンググループにて地域移行実務者連絡会を開催し、各事業所から長期入院患者の地域移行ケースの紹介、支援の状況など情報交換を行った。新型コロナウイルス感染の影響により制限が大きい中での支援の工夫等について話し合い支援の実施につなげた。

長期入院患者の病院調査を実施し対象者の把握を行った。令和5,6年度は長期入院中の生活保護受給者の病院訪問を行い動機付け面接を実施した。すぐに支援を開始する状況ではないが患者本人から問い合わせがあるなど反応があった。

地域移行支援の支給決定数は令和5年度8件から令和6年度1月現在で12件であり増加している。遠方の入院先については病院の近くの事業所が担当している事例がある。今後、事業所が取り組みやすい体制（例：契約に至る前の事前面接に関する負担軽減）や支援者の育成が必要である。

(2) ピアサポートの活動支援について

① 課題

令和3年障害福祉サービス等報酬改定においてピアサポート体制の加算等が新設され、地域におけるピアサポートの専門性を生かした活

躍が期待されている。誰もが生き生きと生活できる共生社会の実現に向けてピアの活動の推進が望まれる。

② 検討

令和 5 年度より、定期的に交流会を行っている。活動に興味を持つ利用者が交流会の企画、運営、体験談の発表など運営に参加している。

今後もピア活動推進のため情報共有の場や学習会の開催が必要である。

(3) 精神障害者の住まいの確保支援について

- ① 課題

区内グループホームの設置、グループホームの室数は微増の状況である。障害者が自立を目指すためには、近隣区または遠方の施設に頼らざるを得ない。また、グループホーム退所後も区内のアパート探しは空き物件が少なく、家賃も高く困難を極めている。

③ 検討

平成 30 年から住宅課のお部屋探しサポートに精神障害者も適応され、平成 30 年 6 月から、区内 2 つの地域活動支援センターで居住サポート事業が開始された。依然、住宅の家賃高騰により部屋探しの選択肢がなく、厳しい状況となっている。新たに令和 4 年 4 月から区内事業所において居住支援法人の活動が開始された。居住支援協議会で地域の課題解決へ向けての検討が必要である。

新規参入の企業が経営するグループホームが増え、支援者の育成が急務である。利用者が入居後、精神症状が悪化し入院したり強制退去になるなどの相談が複数あった。

(4) 家族支援

① 課題

親の高齢化や、利用者の他の家族も障害があるなど、問題を多く抱える家庭が増えている。また、精神疾患の親のケアや家事を担うヤングケアラーの課題がある。

② 検討

障害福祉分野だけでなく、保健医療・高齢者福祉・児童福祉とも連携して支援を行っている。

提言：

- ① 長期入院患者の地域移行、地域定着を進めるため、一般相談支援事業所の強化に努める。さらに、特定相談支援事業所に働きかけを行い、地域移行支援や地域定着支援を実施できる事業所を増やす取り組みを行うとともに、支援者へ向けた相談・学習機会の提供など資質向上に向けての取り組みも必要である。
- ② ピアとしての当事者性を生かした活動を推進するために、ピアの方々の交流の場の設置や、ピアサポーター育成事業の予算化、登録およびマッチングシステムの構築が必要。
- ③ 精神障害者が入居可能なグループホームの整備・体験施設の整備を図るとともに、地域事業者への理解促進とネットワークづくりを図る。さらに、低所得の障害者が住み慣れた地域での生活が継続できるように、支援策の検討が必要である。
- ④ 障害福祉、保健医療・高齢者福祉・児童福祉、その他関係機関との連携強化へ向けた取り組み。

以上を提言し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの実現を目指していく。

地 域 生 活 支 援 部 会

活 動 報 告 書

令和7年3月12日

地域自立支援協議会 地域生活支援部会

I 部会概要

部会長 高井伸一（ロータス）

部会員 障害者通所支援施設職員、居宅介護事業所職員、地域活動支援センター職員、障害児通所支援施設職員、相談支援事業所職員、知的障害者相談員、区職員（事務局）

II 会議経過

〔令和5年度〕

第1回 令和5年7月7日（金）

- 議題
- 1 令和4年度第2回交流会の結果について
 - 2 今年度のテーマについて
 - 3 その他

第2回 令和5年10月12日（木）

- 議題
- 1 今年度のテーマについて
 - 2 令和5年度第1回交流会について
 - 3 その他

※第1回障害者支援事業所交流会

令和5年12月14日（木）13：00～
於 江東区障害者福祉センター
参加者 20名（16事業所）

第3回 令和6年2月2日（金）

- 議題
- 1 今年度のテーマについて
 - 2 令和5年度第1回交流会の結果について
 - 3 令和5年度第2、3回交流会について

※第2回障害者支援事業所交流会

令和6年3月14日（木）13：30～
於 UptoYou 塩浜 Living
参加者 17名（15事業所）

※第3回障害者支援事業所交流会

令和6年3月14日（木）17：30～

於 江東区障害者福祉センター

参加者 9名（8事業所）

[令和6年度]

第1回 令和6年6月19日（水）

- 議題
- 1 令和5年度第2、3回交流会の結果について
 - 2 今年度のテーマについて
 - 3 その他

※第1回障害者支援事業所交流会

令和6年8月27日（火）

於 江東区障害者福祉センター

参加者 25名（20事業所）

第2回 令和6年10月9日（水）

- 議題
- 1 地域生活支援拠点等について
 - 2 令和6年度第1回交流会の結果について
 - 3 その他

第3回 令和7年2月4日（火）

- 議題
- 1 令和6年度地域生活支援部会からの提言について
 - 2 令和6年度第2回交流会について
 - 3 その他

※第2回障害者支援事業所交流会

令和7年3月21日（金）13：30～予定

於 塩浜プラザ 多目的室

参加者 30名（30事業所） 予定

Ⅲ 地域生活支援部会からの提言・・・課題の解決に向けて

1 地域生活支援拠点等の整備

①課題・検討内容

保護者・介助者の急病などで、緊急に宿泊先が必要になった場合に区内で緊急に利用できる施設が見つからず、北関東の施設を利用するということが多い。急激な環境の変化にとまどい、食事の拒否などにつながるケースもある。区内の施設であれば、通所先を変えずに夜間の支援のみを行うということも可能と思われる。また、障害特性により、ヘルパーがなかなか見つからない、通所先も決まらないというケースもある。相談支援専門員だけで対応するのは難しく、情報を集約し、案内できるコーディネーターが必要である。

②提言

江東区では、地域生活支援拠点等を面的整備型で進めることとしている。このたび、基幹相談支援センターが設置され、相談支援事業所のバックアップが行われることで、地域生活支援拠点等の5つの機能のうち、専門性、相談の機能が整備される。残る3つの機能である、江東区内での緊急受け入れ先の確保、体験の機会を得られる場の設置、地域の体制づくりを進めるコーディネーターの配置をできるだけ早く整備し、地域で生活する障害者が安心して暮らせる環境を整えていただきたい。

2 日中一時支援の実施について

①課題・検討内容

知的障害者等の16時以降（学校や作業所終了後）の過ごし方で、高校在学中は放課後等デイサービスを利用できるが、作業所を利用している方は、仕事で自宅に家族がいない場合、江東区には日中一時支援を行う事業所がなく、移動支援を利用するしかない。移動支援は1対1の利用となるが、日中一時支援では1人の支援員が複数の利用者の支援ができるため、効率も良いと思われる。

②提言

江東区には、日中一時支援の要綱がないため、早急に要綱を整備し、開設のための支援や、事業所の誘致等を進めていただきたい。

3 臨海部の障害福祉サービスについて

①課題・検討内容

臨海部では、障害福祉サービス全般が不足している。訪問介護事業所が少なく、介護を担う人材もとても少ない状況である。また、成人が通所す

る事業所については、臨海部には皆無で本人との相性より送迎可能な事業所を選ばなければならない状況も生じている。

②提言

臨海部の問題は民間だけでは解決は難しい。障害福祉サービス全般について事業者の誘致や、家賃補助などを行政として検討していただきたい。

4 災害対策について

①課題・検討内容

災害対策については、以前から提言を行っているところでもあるが、今年度も日本各地で地震、風雨、降雪とあらゆる災害が起こっているように喫緊の課題である。障害者個々の災害時避難計画の策定が始まっているが、避難所の指定・開設・支援員の配置など問題は多い。

②提言

自立支援協議会として、災害対策について、部会を横断する組織、あるいは新規部会の立ち上げなど協議していただきたい。

就 労 支 援 部 会

活 動 報 告 書

令和 7 年 3 月 1 2 日

地域自立支援協議会 就労支援部会

I 部会概要

部会長 青柳 浩二（社会福祉法人のびのび福祉会）

副部会長 丸橋 克也（社会福祉法人おあしす福祉会）

安藤 修（社会福祉法人江東楓の会）

部 会 員 社福）東京都手をつなぐ育成会、社福）ゆめグループ福祉会、
NPO）T&K、NPO）ブルースター、東京都立江東特別支援学校、
木場公共職業安定所（専門援助第二部門）、（株）メトロフルール、
ALSOKビジネスサポート（株）、しょうがいしゃ就労支援センター
コレンド東陽町・コレンドカレッジ門前仲町、就業・生活支援セン
ターWEL'S TOKYO、ティオ森下 就労移行支援・就労定着支援事
業所、就労移行支援事業所 かがやく学び舎、エヌフィットキャリア
カレッジ東陽町 就労移行支援・生活訓練事業所
就労プランニングセンターWorks
江東区障害者福祉センター、江東区障害者支援課 各職員

II 会議経過

[令和5年度]

第1回 令和5年7月24日（水）

内容 (1) 前年度の振り返り（就労支援部会の活動、就労支援センター実績）

(2) 今年度の検討内容の決定

検討内容：①週10時間以上20時間未満勤務に対する対応
について

②就労者と家族の関わり方について

③福祉事業所における工賃向上に向けた取り組み

[就労担当支援員連絡会] 令和5年9月26日（火）

内容 (1) 今年度の就労支援部会活動報告

(2) 各施設、企業等が抱える就労支援（定着支援を含む）の
課題等について（グループワーク）

(3) 福祉事業所における工賃向上に向けた取り組みについて

①東京都共同受注窓口担当者からの情報提供

②質疑応答・意見交換

第2回 令和5年10月11日（水）

内容 (1) ハローワークの障害者職業紹介状況についての報告

(2) 今年度の検討内容についての情報共有、意見交換

(3) 江東区職員における障害者雇用についての報告

第3回 令和6年2月7日（水）

- 内容 (1) 就労担当支援員連絡会の実施報告
(2) 今年度の検討内容についての情報共有、意見交換及びまとめ
(3) 各種情報提供

[令和6年度]

第1回 令和6年7月29日（月）

- 内容 (1) 前年度の振り返り（就労支援部会の活動、就労支援センター実績）
(2) 今年度の検討内容について
検討内容：週10時間以上20時間未満勤務に対する対応
就労者や家族の高齢化に伴う支援のあり方
福祉事業所における工賃向上に向けた取り組み

[就労担当支援員連絡会] 令和6年10月9日（水）

- 内容 (1) 今年度の就労支援部会活動報告
(2) 就労者や家族の高齢化に伴う支援のあり方について
区の地域包括支援推進担当部署からの情報提供
① 江東区地域包括ケアシステムについて
・江東区福祉部地域ケア推進課
② 事例紹介
・江東区古石場長寿サポートセンター
③ 質疑応答・意見交換（事前アンケートより）
(3) 各施設、企業等が抱える就労支援（定着支援を含む）課題等について（意見交換、グループワーク）

第2回 令和6年11月1日（金）

- 内容 (1) ハローワークの障害者職業紹介状況についての報告
(2) 今年度の検討内容についての情報共有、意見交換
(3) 江東区における障害者雇用率（区としての取り組み）の報告

第3回 令和7年2月6日（木）

- 内容 (1) 令和5年度及び6年度の検討内容について
(2) 障害者就労にかかる提言（案）について
(3) 各種情報提供

Ⅲ 就労支援部会からの提言・・・課題の解決に向けて

本部会では様々な障害特性や環境変化、ライフステージに応じた働き方を実現していくために、各就労支援機関が直面する課題や事例を共有し、支援のあり方について検討を進めてきた。それらをふまえ、以下のとおり提言を行う。

(1) 障害者の就労支援について

① 現状と課題

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める法定雇用率は、令和6年4月には2.5%に引き上げられ、令和8年7月にも2.7%に再度引き上げられる。また、除外率制度に基づき労働者数が控除されていた業種も、令和7年4月に控除率の10%引き下げが行われる。その中で、企業ではこの障害者雇用促進法の改正を見込んだ雇用を進めており、令和5年の障害者の雇用者数は、平成14年以降連続で過去最高を更新している。そのことから、障害者雇用は確実に進んでおり、障害者の労働市場の拡大や障害者雇用促進に向けた就労支援の必要性がますます高まっている。

今般、在宅勤務や短時間勤務などの働き方の多様化が進み、働き方が大きく変わってきている中で、少子高齢化が進む社会の雇用問題解決のため、定年年齢の引き上げや定年後の雇用延長等、高齢者の就労促進が取り組まれており、障害を持つ高齢者についても、職場定着支援や再就職への支援のほか、就労中の障害者による家族の介護など新たな課題が出てきている。そのことに伴い、障害者の働き方や生活リズムにも大きな変化が生じており、就労・生活の両面において、より一層の支援が必要となっている。

② 提言

- ・ 就労を目指す障害者の価値観は多様化しており、本人の働き方の希望やライフステージ、障害特性等に応じた就労支援を行うため、就労支援機関の相互連携を更に強化し、情報や事例の共有、就労担当支援員の能力向上に努めるとともに、ハローワークの企業求人情報やしごと財団の委託訓練情報等の密な共有を図られたい。
- ・ 職場定着に課題を抱えるケースにおいては、職場環境の整備など雇用の質に着目した企業側の取組が必要な場合も多いことから、ジョブコーチの活用などを図りながら、本人だけでなく企業に向けた支援にも努められたい。
- ・ 就労者や同居する家族の高齢化にかかる課題対応においては、早い段階から企業や長寿サポートセンター等の各関係機関との情報共有や連携を深め、家族支援を含めた包括的な支援を行うための体制づくりを進められたい

(2) 就労継続支援事業所の工賃向上に向けた取り組みについて

① 現状と課題

障害者支援施設は、新型コロナウイルス感染症が５類への移行後も感染対策を行いながら運営を続けているが、イベントの再開などにより、自主生産品の販売活動が活発化し始めている。他方では、請負作業の単価が低く困難な状況が続いている事業所も多く存在する。

一般就労が困難な障害者にとって、就労の機会及び収入を得るために重要な役割を担う就労継続支援事業所には、利用者が地域での自立した生活や将来の生活設計を立てることができるよう、工賃向上に向けた取り組みが求められているが、区内の事業所の工賃は、全国や東京都よりも低い水準が続いている。

② 提言

- ・ 就労継続支援事業所の工賃確保については、受注拡大に向けた施策の推進のほか、区においては企業からの受注案件の情報提供、障害者優先調達推進法に基づく、さらなる業務発注や自主生産品の購入を検討されたい。
- ・ 工賃向上支援については、課題を共有する事業所間でのグループワーク開催や東京都共同受注窓口担当者と連携した事業所支援、将来的な共同受注窓口の設置の可能性などを含めた継続的な検討を期待したい。

(3) 江東区障害者就労・生活支援センターの体制について

① 現状と課題

地域の就労支援センターはどこの自治体においても、ハローワークからの紹介のほか、就労移行（定着）支援事業サービス終了からの引継ぎや特別支援学校等からの引継ぎをほぼ断ることなく受け入れている。また、精神障害の認知度が高まったことによる精神障害者の手帳取得や雇用数の増加、特定短時間労働者の雇用率算定、法定雇用率の引き上げ等、これらに伴い支援対象者が年々増え続けている。

江東区障害者就労・生活支援センターも同様の状況にあるが、支援対象者の増に対応するための人員体制が整っておらず、きめ細やかな支援が難しい状況となっている。

一方、今後予定されている就労選択支援等、法改正に伴う新たな支援への対応や多職種連携の強化が求められており、江東区障害者就労・生活支援センターの役割はますます大きくなるものと思われる。

② 提言

- ・ 支援対象者の増だけでなく、時間をかけた丁寧なやりとりが必要となる精神障害者の増加や多職種連携が必要となる支援対象者及びその家族の高齢化等

の課題、法改正に伴う新たな支援に対応するため、他自治体に比して脆弱な人員体制について、引き続き強化されたい。

- ・ 長期的な職場定着に向けては、東京しごと財団や東京ジョブコーチ支援センターなどが実施している企業に対する支援事業の活用を図りながら、企業自らが職場における日常的な支援を行うことができる体制づくりに向けた支援を促進されたい。

(4) 区の障害者雇用の状況について

① 現状と課題

区では、「障害者活躍推進計画」を策定し、障害のある職員がその障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮でき、いきいきと働くことのできる職場づくりに向けて、様々な取組を進めている。

特別区統一採用選考による計画的な職員採用のほか、庁内の各種庶務事務や軽作業を集約して行う組織（オフィスサポートセンター）を設置し、そこに従事する障害者を対象とした会計年度任用職員（オフィスサポーター）を採用するなど、雇用の推進を行っている。また、障害のある職員の職業生活に関する相談及び指導を行う者として、障害者職業生活相談員を選任している。職業生活全般の相談を行い、相談内容によっては、所属先の管理監督職や職員課、産業医と適切に連携することで解決を図っている。

しかしながら、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率（2.8%）に対し、区における障害者の実雇用率は2.60%であり、法定雇用率達成には5.5人不足している状況である（令和6年6月1日現在）。

なお、令和8年度にも現行の法定雇用率の再度の引き上げが予定されている。

② 提言

- ・ 区は民間企業に率先して障害者雇用を推進すべき立場にあることから、法定雇用率の早期達成に向けた早急かつ実効性のある取組を引き続き求めていく。
- ・ 雇用にあたっては、eラーニングを活用した研修等の取組を通じた全庁的な職場内における障害理解の促進、職場環境の整備をより一層行うとともに、個々の障害特性に対してきめ細やかに配慮した環境と仕事の確保や、能力・適性に合わせた職務の選定・マッチングに努められたい。
- ・ 採用後は定期的な面談などを通じて、職務に対する希望や体調等に配慮することで、安定した職場定着を図られたい。

児 童 部 会
活 動 報 告 書

令和7年3月12日
江東区地域自立支援協議会 児童部会

I 部会概要

部会長 田村 満子（こども発達療育研究所）

副部会長 北村 恵子（こぴあクラブ）

部会員 児童発達支援事業所職員、放課後等デイサービス事業所職員、子ども家庭支援センター職員、特別支援学校職員、医療機関職員、医療学識職員、江東区職員（保健相談所、保育政策課、保育支援課、学務課、教育支援課、地域教育課、障害者施策課、障害者支援課）

II 会議経過

【令和5年度】

児童部会の進め方

令和3年度、4年度とコロナ禍で開催できなかった児童部会の全体会を開催するとともに3つのワーキンググループの活動を各1回実施した。また通所事業所連絡会を1回開催した。

児童部会活動経過

令和5年2月27日（火）午前9時30分～11時30分

- 議題 （1）各ワーキンググループ活動報告
（2）児童部会の課題の整理

各ワーキング活動経過

（1）発達障害児ワーキング

令和5年9月29日（金）9時30分～11時30分

- メンバーからの意見により発達障害への取組みの現状及び課題集約
- 江東区立学校における発達障害児支援の現状
- ペアレントメンターの活用について

【発達障害のあるお子さんの保護者交流会】

発達障害児ワーキングに関連し「発達障害のあるお子さんの保護者交流会」を開催した。

令和6年1月26日（金）午前10時～12時（参加者18名）

（2）家庭支援ワーキンググループ

令和5年11月24日（金）9時30分～11時30分

- 各メンバー所属機関の課題調査票を元に活動報告
- 事例検討「機関連携が必要な事例について」

(3) 医療的ケア児ワーキンググループ

令和5年9月22日（金）9時30分～11時30分

- メンバー所属機関の医療的ケア児支援の現状報告
- 医療的ケア児支援の現場からの現状報告
- 「障害児保育園ヘレン東雲」の活動紹介
- 小学校・きつずクラブ・保育園・幼稚園における医ケア児受入れ状況報告
- 医療的ケア児についてのガイドブックの紹介

児童通所事業所連絡会

令和5年12月15日（金）午前9時30分～11時（参加54事業所）

【令和6年度】

児童部会の進め方

児童部会の全体会を2回開催するとともに3つのワーキンググループの活動を各1回実施した。また通所事業所連絡会を1回開催した。

児童部会活動経過

①令和6年9月25日（火）午前9時30分～11時30分

議題 （1）令和5年度の各ワーキンググループ活動報告

（2）今年度のワーキンググループの活動について

②令和7年1月27日（月）午前9時30分～11時30分

議題 （1）令和6年度の各ワーキンググループ活動報告

（2）児童部会からの提言について

各ワーキング活動経過

(1) 発達障害児ワーキング

令和6年11月15日（金）9時30分～11時30分

- 「発達障害のあるお子さんの保護者交流会」開催報告
- 課題検討

【発達障害のあるお子さんの保護者交流会】

発達障害児ワーキングが協力のもと、前年度に参加した保護者の有志による「発達障害のあるお子さんの保護者交流会」を3回開催した。

① 令和6年6月12日（水）午前10時～11時30分（参加者27名）

② 令和6年10月8日（火）午前10時～11時30分（参加者18名）

③ 令和7年2月4日（火）午前10時～11時30分（参加者15名）

(2) 家庭支援ワーキンググループ

令和6年11月25日（月）9時30分～11時30分

- 基幹相談支援センターについて
- 事例検討「機関連携が必要な事例について」

(3) 医療的ケア児ワーキンググループ

令和6年11月18日（月）9時30分～11時30分

- 入学後の医療的ケアについて（墨東特別支援学校）
- 提言に向けた意見交換

児童通所事業所連絡会

令和6年12月4日（水）午前9時30分～11時30分（参加54事業所）

Ⅲ 児童部会からの提言・・・課題の解決に向けて

(1) 区内の障害児通所支援施設の充実について

【現状と課題】

- 区内の障害児通所支援の事業所、特に放課後等デイサービスにおいては慢性的に不足しており、空き待ちになることや、希望の頻度で利用できない、就学時に事業所が見つからないという声が上がっている。
- 重症心身障害児・医療的ケア児が通所できる施設が少なく、区内の施設だけでは十分な利用ができず、他区まで範囲を広げて利用せざるを得ない状況である。
- 重症心身障害児ではない医療的ケア児（動ける医療的ケア児）が通所できる施設は、看護師配置の課題等があるため受け入れが難しく限られている状況である。

【提言】

区内における事業所の受け入れ体制を整えていくことが必要であり、特に放課後等デイサービス事業所の新規開設に向けた支援の実施のほか、既存の事業所の安定的な運営のため支援員・看護師等の必要な人員確保への支援を充実されたい。

(2) 就学後における発達支援の拡充について

【現状と課題】

- 情緒や学習面で学校へ馴染めない等、就学後の支援についての相談が多い一方で、こども発達センター等で提供できる支援が限られる。
- 入園・進学や学校卒業などライフステージが変わる場合において、制度により受けられる支援が異なることや関わりが失われてしまうことがある。関係機関の連携により支援を継続する体制整備が必要である。

【提言】

就学を機に支援が途切れてしまうケースがあるが、小学校入学後も継続的に検査や相談等の支援が受けられるよう、区として体制の検討をされたい。

(3) 災害対策について

【現状と課題】

- 一般の避難所では、見た目だけでは障害等が判断できないお子さんも多くいる中で、スペースや環境面において、適切な配慮がなされるか課題がある。また、発電等が限られるため医療的ケアができない恐れがある。
- 実際に避難するにあたっては周辺住民の協力も必要となるため、普段からのつながりが必要不可欠である。
- 現在、人工呼吸器のある方には保健師が個別避難計画を作成しているが、重度の障害者においても災害時避難に困難が予測されるが、福祉職による個別避難計画作成が進んでいない（水害時に自宅が浸水を免れそうな場合は災害協力隊のボランティアによる作成で、名簿の外部提供に同意が必須であることの周知も課題）。

【提言】

避難所において障害等がある方に合理的配慮がなされるよう、関係機関において運営方針等を共有するとともに、必要とする方に個別避難計画が作成されることを早期に実現してもらいたい。

(4) 保護者間のつながり強化について

【現状と課題】

- 当事者にしか分からない悩みも多いことから、互いに支えあう仕組みが必要である。実際に交流会を開催した中で、継続的に参加している保護者も多く、定期的な保護者同士の集まりの場を求める声も上がっている。
- 令和5年度から東京都がペアレントメンターの養成を行わなくなったことに伴い、今後の発達障害児の保護者支援として区として養成していくことが求められる。また養成後のペアレントメンターをどのように活用していくかを具体化することが養成を計画にするにあたって必要である。
- 令和6年度に区において、医療的ケア児の家族交流会を実施しており、概ね好意的な意見をいただいている。

【提言】

保護者同士のつながりの強化、自助グループ設立促しや、ペアレントメンター育成につなげ、将来的に保護者が主体となり、定期的な交流等が催されるよう事業を実施されたい。また、令和6年度より実施している医療的ケア児の交流会も引き続き実施し、当事者間のつながりの強化を図られたい。

(5) 相談支援事業所と基幹相談支援センターの連携について

【現状と課題】

- 他機関の連携が必要なケースにおいては、機関ごとの対応では相談歴が共有できず、深いところまで支援が行き届かないことが多い。また主導していくところがなくなかなか前に進まない状況もある。
- 障害があるケースや経済的に困難な家庭、ひとり親家庭、外国籍の家庭があり、児童のみの支援だけでなく、家庭全体の支援が必要であり、いかに相談支援専門員が家庭に介入できるかという点も重要である。
- 相談支援専門員は計画作成等の業務量が多く、基本相談や困難な事例の対応に割ける時間が限られている。

【提言】

相談支援専門員の役割が大きい一方で、相談支援専門員だけでは担いきれない事例も多い。令和7年度に開設される基幹相談支援センターにおいては、相談支援事業所との連携体制を構築するとともに、途切れのないうつなぎ支援、多様化する家庭支援、虐待防止対策等に取り組んでももらいたい。

権 利 擁 護 部 会

活 動 報 告 書

令和 7 年 2 月 2 7 日

地域自立支援協議会 権利擁護部会

江東区地域自立支援協議会 権利擁護部会 令和５年度 会議報告

I 部会概要

- 部 会 長 山口 浩（人権擁護委員）
副部会長 齋藤 栄一（地域生活支援センター ステップ）
久保 雅美（江東区社会福祉協議会）
部 会 員 障害児・者施設職員、介護事業所職員、障害者相談支援専門員、医療機関MSW、障害者団体代表、難病団体代表
江東区職員（障害者支援課、障害者施策課、地域ケア推進課）

II 会議経過

第1回部会 令和5年6月30日（金）午前10時～12時

- 議題 （1）自己紹介
（2）本年度の検討テーマについて
（3）その他

第2回部会 令和5年8月25日（金）午前10時～12時

- 議題 （1）障害者差別解消法の改正について
（2）自立支援協議会全体会報告
（3）研修会について

第3回部会 令和5年10月20日（金）午前10時～12時

- 議題 （1）障害者虐待の事例報告について
（2）研修会について
（3）その他

第4回部会 令和5年12月15日（金）午前10時～12時

- 議題 （1）基幹相談支援センター機能検討WGの報告
（2）研修会について
（3）その他

第5回部会 令和6年2月16日（金）午前10時～12時

- 議題 （1）研修会について
（2）来年度テーマ検討
（3）その他

研修会 令和6年3月6日（水）午後4時30分～6時30分

テーマ「障害者差別解消法改正研修・施設間支援員交流会」

江東区地域自立支援協議会 権利擁護部会 令和6年度 会議報告

I 部会概要

部会長 山口 浩（人権擁護委員）
副部会長 齋藤 栄一（地域生活支援センター ステップ）
久保 雅美（江東区社会福祉協議会）
部会員 障害児・者施設職員、介護事業所職員、障害者相談支援専門員、
医療機関MSW、障害者団体代表、難病団体代表
江東区職員（障害者支援課、障害者施策課、地域ケア推進課）

II 会議経過

- 第1回部会 令和6年7月26日（金）午前10時～12時
議題 （1）自己紹介
（2）令和5年度権利擁護部会研修会振り返り
（3）令和6年度第1回江東区地域自立支援協議会の報告
（4）今年度の検討テーマ・年間計画について
- 第2回部会 令和6年9月6日（金）午前10時～12時
議題 （1）障害者差別解消法の改正について
（2）研修会について
（3）その他
- 第3回部会 令和6年10月25日（金）午前10時～12時
議題 （1）研修会について
（2）都自立支援協議会での発表について
（3）障害者虐待の事例紹介について
- 第4回部会 令和6年12月13日（金）午前10時～12時
議題 （1）障害者虐待事例報告について
（2）提言について
（3）研修会について
- 第5回部会 令和6年2月21日（金）午前10時～12時
議題 （1）提言について
（2）研修会について
（3）その他
- 研修会 令和7年3月4日（火）午後3時00分～17時30分
テーマ「身体拘束の禁止について・施設間支援員交流会」

Ⅲ権利擁護部会からの提言・・・課題の解決に向けて

① 検討内容

〔令和５年度〕

第１回部会は、前年度の意見を踏まえて、改めて計画することから始め、防災・障害者差別解消法・障害者虐待の３つをテーマに決定した。

第２回は、障害者差別解消法について、区担当者より改正内容及び合理的配慮の実例などについて説明を受けて理解を深めた。

第３回は、障害者虐待の実例について、区から報告を受けるとともに、虐待予防について意見交換を行った。

第４回は、基幹相談支援センター機能検討WGの報告を受けた。また、研修会についてテーマ及び内容について話し合いを行った。

第５回は、研修会についてそれぞれの役割の確認、当日のスケジュール確認等を行った。また、令和５年度の振り返りを行うとともに、次年度に向けてテーマの検討を行った。

〔令和６年度〕

第１回部会は、前年度の意見を踏まえて、改めて計画することから始め、昨年度に引き続き、防災・障害者差別解消法・障害者虐待の３つをテーマに決定した。また、３月に行った支援者交流会について振り返りを行った。

第２回は、障害者差別解消法について、区担当者より本年度になってからの動向などの説明を受けて理解を深めた。また、今年度の研修会のテーマを身体拘束の廃止にすることで決定する。

第３回は、障害者虐待の実例について、区から報告を受けるとともに、虐待予防について意見交換を行った。また、都の自立支援協議会において３月の支援者交流会についての話をしたことを区から報告を受け改めて交流会の意義及び必要性を認識した。

第４回は、障害者虐待の実例について、検討し養護者虐待の支援方法など、意見交換を行った。ほかにも、障害者差別の事例について報告を受けるなど、権利擁護に対する認識を深めた。

第５回は、来年度のテーマの選定を行う予定である。

なお、研修会については、身体拘束の廃止について講師を招き開催する予定である。

② 課題

1 障害者を取り巻く環境

近年、集中豪雨や台風など自然災害が多発し、被害も激甚化している。災害時において、命を落とす危険性の高い障害者を守るために防災部局と連携し個別避難計画の作成が始まった。

引き続き災害時における円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画の作成を推進していく必要がある。

2 障害者の権利を守る取り組み

障害者虐待防止法が施行されてから約12年、障害者差別解消法が施行されてから約9年が経とうとしている。一般社会の障害への理解が十分とは言えないが、令和6年4月の障害者差別解消法の改正より民間事業者も含めた全ての事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されるなど、共生社会への実現に向け歩みを進めてきている。

引き続き、区民及び事業者に対して、障害者の権利を守る法律や障害理解について、啓発活動を行う必要がある。

3 次世代人材の育成

何らかの障害を持つ住民の人数は年々増加傾向にある。それに比例して、障害福祉サービスを利用する障害者も増加傾向にある。そのため、支援者の育成は避けては通れない課題である。介護職の定着率は、他の職業と比較して決して高いとは言えない。官民協力の上、この課題に向き合う必要がある。

③提言

1 防災への取り組み

令和6年度より、福祉専門職による個別避難計画の作成委託が始まった。いつ起きるかわからない災害時において、命を落とす危険性の高い障害者を守るためには、平常時からの情報の収集と共有が不可欠である。ついては、できる限り早急に必要とする障害者の個別避難計画の作成を進められたい。

また、避難所での障害者の権利擁護を図れるよう、あわせて拠点避難所における要配慮者スペースや福祉避難所の運営・管理について、整備を進められたい。

2 啓発活動

権利擁護部会では、施設職員や当事者向けの研修会を行ってきた。令和5年度は、障害者差別解消法をテーマに、令和6年度については、身体拘束の廃止をテーマに研修会を開催した。今後も引き続き、施設職員や当事者に向けて研修会という形で様々な情報を発信し、障害者の権利擁護についての啓発を行っていく。区においては、施設を利用していない障害者や、難病患者をはじめ、一般区民に対する情報発信も行うとともに、民間事業者に対しても障害や制度の理解を深めるための周知を進められたい。

3 ネットワークの構築

障害者の権利擁護のための法や制度が円滑に活用されるためには、関係者、関係機関が制度を熟知するとともに、お互いの連携が不可欠である。そのためには、関係者、関係機関がネットワークを作り情報連携、行動連携を取ることが重要である。当部会においては、意思決定や後見制度等、権利擁護に関する課題を関係機関より集約し、検討・検証、関係機関と情報共有を行うが、区においても、関係機関、団体等による地域ネットワークを構築し、円滑な連携を図る仕組みづくりを進められたい。